

鳥取労働局発表
令和8年8月7日（金）

担当

鳥取労働局労働基準部賃金室
室長 今井 敏仁
室長補佐 清水 宏幸
電話 0857-29-1705

令和8年度鳥取県最低賃金の改正答申について ～60円引上げ（引上げ率5.83%）で「時間額1,090円に」～

鳥取地方最低賃金審議会（会長：佐藤 匡^{さとう まさし}）は、鳥取労働局長（山下 禎博^{やました よしひろ}）に対し、鳥取県最低賃金を60円引き上げて、時間額1,090円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

1 審議会は、本年7月7日、鳥取労働局長から令和8年度鳥取県最低賃金の改正諮問を受け、専門部会を設置して、慎重に調査審議を重ねた結果、8月7日に鳥取労働局長に対して、鳥取県最低賃金の金額を、時間額1,090円（引上げ額60円）に改正することを答申しました。

審議会においては、「令和8年度地域別最低賃金改定の目安について」（令和8年7月28日中央最低賃金審議会答申）を参考にしつつ、地域における労働者の賃金水準等を考慮し、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものであります。

2 鳥取県最低賃金の決定までの今後の予定

（1）鳥取労働局長は、答申に対する異議の申出を令和8年8月24日まで受け付けます。

（2）鳥取労働局長は、答申及び異議申出があった場合の審議会の審議結果など審議会の意見を聴いて、鳥取県最低賃金の改正を決定し、令和8年9月3日に官報に公示する予定です。

（3）改正された鳥取県最低賃金は、令和8年10月3日から発効する予定です。

【参考1】鳥取県最低賃金額の推移（過去5年間）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間額	854円	900円	957円	1,030円	1,090円
引上げ額	33円	46円	57円	73円	60円
引上げ率	4.02%	5.39%	6.33%	7.63%	5.83%

【参考2】最低賃金制度

1 最低賃金について

(1) 適用

鳥取県最低賃金は、鳥取県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

(2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ②臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

2 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

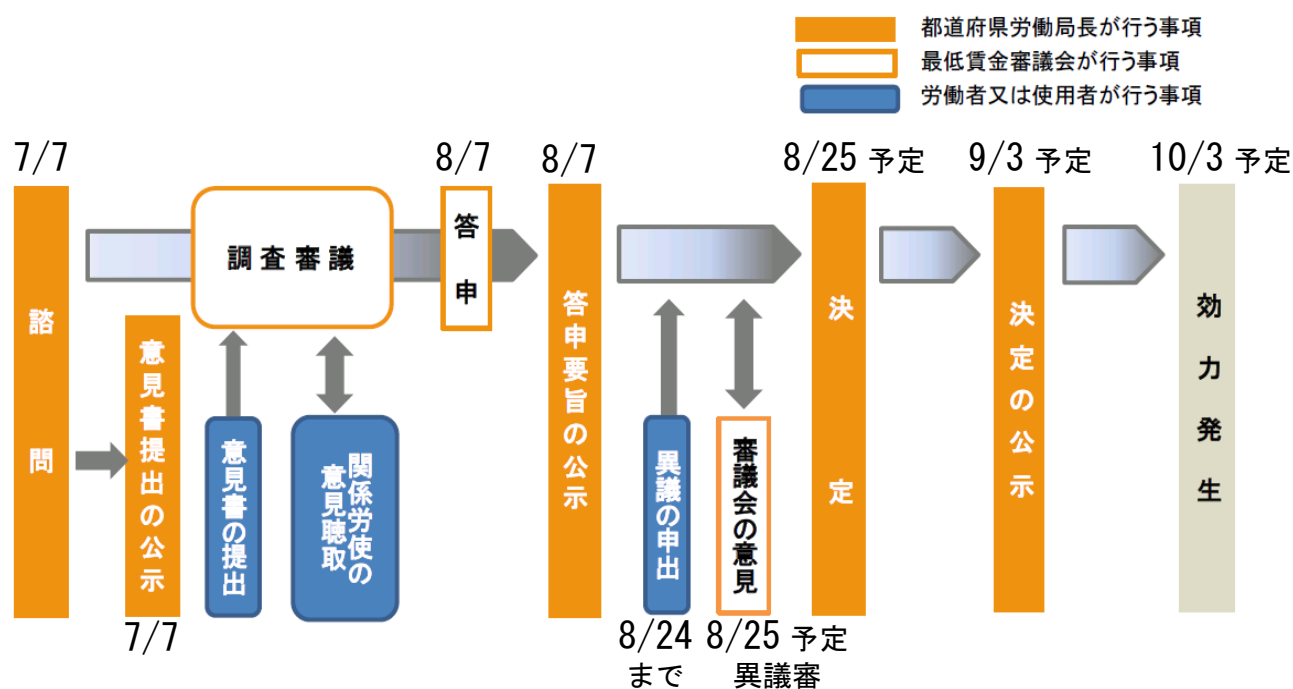
使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

【参考3】最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み

■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み（令和8年度鳥取県における今後の予定）



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。